

【人生の添乗員 (R)】からのワンポイントメッセージ

加入中の保険を見直す3つのポイント

発行者：牧野FP事務所合同会社 代表社員 牧野寿和

牧野FP事務所 公式サイト：<https://www.makino-fp.com>

<第410号の目次>

■ 今週のテーマ

加入中の保険を見直す3つのポイント

■ 「人生の添乗員 (R)」からのワンポイントメッセージ

■ 「人生の添乗員 (R)」牧野寿和のプロフィール

■ 編集後記

それでは、

今週のテーマからはじめます。

■ 今週のテーマ

加入中の保険を見直す3つのポイント

保険に加入したら、
掛けっぱなしすることなく、

定期的に保障の内容を、
現在の家族に適しているか確認し、
時には、
無駄な家計支出を防止することが必要です。

そこで今回は、
生命保険や医療保険を中心に、
加入中の保険を見直すための
3つのポイントをまとめてみました。

それでは、一つずつお伝えしていきます。

ポイント1. 加入中の保険商品の内容把握

保険の見直しの相談を受けるとき、

「保険の保障内容は今一つよくわかっていないし、
保険料を毎月払い過ぎているようにも思うので、
一度見てほしい」

と、保険の見直しを目的に相談にみえる方、
また、相続など別の相談にみえた方からも、
保険の見直しも一緒にしてほしいと
言われることがあります。

そのように言われる方が、
現在加入している保険の主契約が、
死亡保険金を受け取る商品であっても、

そこに、いわゆるオプションである
特約を複数契約して保険に加入している場合もあり、
一見すると、
複雑な保険に加入しているように思うこともあります。

しかし、特約の内容をひとつずつに分解して、
例えば、入院特約の契約をしていれば、
その内容を理解すれば、
それほど複雑な保険はありません。

もし、主契約、特約に限らず、
それぞれの保障される内容が、
ご自身で理解できなければ、

その保険を販売して保険会社の担当者などにとことん聞いて、
納得した状態にすることです。

容易に、短時間で理解できる方法として、
加入中の保険の内容を聞くとき、
その保険商品の
メリットとデメリットを聞いてみることです。

また、保険ショップなど、
複数の保険会社の商品を扱っているところでは、
現在加入中の保険商品と、
同じような商品を、
他の保険会社で扱っていないか聞いて、
商品を比較してみても良いでしょう。

ただし、聞いたことに、
的確に回答してもらえない場合は、
少なくとも、答えてもらえない人と、
引続きお付き合いをすることは考えものです。

まずは、現在加入中の保険商品の
保障内容を理解することです。

ポイント2. 適切な保障に保険料を支払っているか

ポイント1で、
保険商品の内容を理解したところで、

次に、現在から将来に渡る、
家族構成や家計収入から、
具体的に、いくら位の保険金や給付金を、
保険に加入することによって賄うのか、
その計算をすることが必要です。

単純に、受取る保険金が高くなれば、
それだけ毎月保険会社に支払う保険料は、
高くなります。

その金額を知るためには、

万が一ご主人が亡くなった場合、
ご主人が現在、
厚生年金や国民年金といった、
公的年金に加入していれば、

遺族年金が残された家族に、
亡くなったのちに、
何年間はいくら、
そのあとの何年間はいくら、
といった受給額の計算を、
まずは、しておくことです。

そして、
遺族年金などからの受給額と、
生活をしていく上で必要額との差額、
この金額を、必要保障額と言いますが、
必要保障額を、
死亡保険などの保険金や入院給付金で、
賄うこととなります。

従って、必要保障額の必要ないご家庭では、
極端なはなし、
生活をしていく上では、
保険に加入することはないかもしれません。

ただ、話が複雑になりますが、
遺産相続の対策として、
生命保険に、
加入しておいた方が良いこともあります。

この必要保障額はいくらなのか、
その計算は、
今では各保険会社や保険ショップの窓口で、
時間をかけず、容易にしてもらえますし、

簡易的ではありますが、
ネットのサイトで計算可能な保険会社もあり、
ご自身で計算することも可能です。

なお、必要保障額は、子どもの成長とともに、
その金額は変わっていき、
それに応じて、
保険の見直しも必要になることもあります。

そのような時の対応の例として、

現在、保険期間が終身で入院特約をつけた、
生命保険に加入していると仮定して、

これ以上保険金の受給額を、
増やす必要のない時は、

特約の契約は解約されますが、
死亡保障のみとなる「払済保険」
にして、保障期間はそのまま、
今後の保険料を支払ことなく、
死亡保障を継続する方法もあります。

なお、現在加入の保険商品が、
「払済保険」に対応しているのか、
死亡保険金額がいくらになるのかは、
加入している保険会社に聞けば教えてくれます。

また、この場合、解約する入院特約の保障は、
別途、新規で医療保険に加入しても良いでしょう。

時には、医療保険に、
加入することはないかもしれません。

健康保険に加入していれば、
「高額療養費」という制度で、
医療費の支払いが高額になる入院したときなどに、
所得に応じた、
医療費の支払いの限度額が決められています。
このような公的な制度を利用することと、
毎月の保険料と家計の貯蓄額の推移などから勘案して、
現在の貯蓄額から医療費が賄える時です。

ポイント3. その保険料は家計収支に適応しているのか

そして、
保険料を今後支払っていく財源を確認することです。

現在加入している保険商品が、
見直す必要ないものであっても、
その保険料の支払いは、

将来的に家計の圧迫につながる場合もあります。

保険料の支払いが出来なければ、
未納期間が短期であれば、
救済してくれる制度がある保険会社もあります。

しかし、大原則は保険料を支払わなくては、
その保険は保険会社の方から、
契約が打ち切られます。

上述のポイント1と2でお伝えしたように、
保険の内容を知らないままに加入し続けていると、
無駄な保障に、
保険料を支払っていることもあります。

家計を的確に運用するためにも、
保険の保障内容を理解して、

必要な保障に保険料を支払うことができるように、

最初は時間がかかるかもしれませんが、
ここは、ひと手間かけて、
家計支出の節約のためにも、

適切な保険に加入しているか、
定期的を確認することは大切なことです。

■「人生の添乗員 (R)」からのワンポイントメッセージ

保険の見直しの内容は、

保障の内容が適切な保険に加入しているか

その再確認をすることです

■人生の添乗員 (R) 牧野寿和のプロフィール

日本で唯一「人生の添乗員 (R)」を名乗れる

公正中立な独立系ファイナンシャルプランナー

開業 17 年目

1958 年 名古屋市生まれ、大学（東海大学卒業）以外は、名古屋で生活をする。

1982 年～2001 年 旅行会社に勤務。業務で世界各地を廻っていた時、日本の方と他国の方々のお金との付き合い方の違いを感じていた。そんな時渡米した折に、初めてファイナンシャルプランナーの存在を知り、日本でもこの業務の必要性を認識する。

2003 年 牧野 FP 事務所を創業。
2018 年から牧野 F P 事務所合同会社を設立。

これまでに、延べ 900 件以上の様々な相談に対応。

現在は、相談者へのプランニングの助言と提案を主な業務とし、

相談者に、安心できる生活が送れるように、

丁寧な業務を心がけている。

<保有資格>

- ・ NPO 法人日本ファイナンシャルプランナーズ（FP）協会 CFP（R）認定者
- ・ 1 級ファイナンシャル・プランニング技能士（資産設計提案業務）
- ・ 福祉住環境コーディネーター
- ・ 総合旅行業務取扱管理者 など

<取材協力>

メ～テレ（名古屋テレビ）「UP！」

<出版>

「銀行も不動産屋も絶対教えてくれない！
頭金ゼロでムリなく家を買う方法」河出書房新社

<監修>

「空き家」に困ったら最初に読む本」河出書房新社

現在、相談を受けている方は、名古屋市内はもとより
愛知、岐阜、三重県、
ご紹介をいただいて、首都圏や関西にも

足を延ばす機会が増えてきました。

「人生の添乗員（R）」は、どこまでも行きます。

他人を気にすることなく、
相談者ご自身にとって
有益な提案を心がけています。

*:

■編集後記

*:

保険料は、
積み重ねていくと、
生涯で1千万円単位になることもあり、

保険は、
個人が生涯する買い物のうちで、

住宅購入に次ぐ、
高いものといわれることもあります。

本当にこの保険に加入し続けても良いのか、

保険購入当時と家庭の環境が変わって適さなくなった。

と感じたら、

保障内容を確認してみるべきでしょう！

【人生の添乗員(R)】からのワンポイントメッセージ

来週もご愛読のほど、
よろしく願い申し上げます。

「人生の添乗員」「人生の行程表」は牧野寿和の登録商標です

■ 【人生の添乗員(R)】からのワンポイントメッセージ

発行：

牧野FP事務所合同会社 代表社員 牧野寿和
〒467-0823 名古屋市瑞穂区津賀田町2-86

■登録・解除は、ご自身でお願いいたします。

こちらから出来ます。

<http://www.mag2.com/m/0001575058.html>

■本メルマガに関するご意見・お問い合わせはこちらまで
お願いいたします

E-MAIL : makino.fp@beach.ocn.ne.jp

牧野FP事務所合同会社 公式サイト：<https://www.makino-fp.com>

■記事内容に関してのトラブル等について当方では一切責任を負いかねます。
ご自身の責任でご判断下さい。
